

平成17年12月2日発行

* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第3号）

< 第3号の主な内容 >

品目横断的経営安定対策の経営規模要件の特例ガイドライン（案）を発出！
群馬県が「麦作等経営安定緊急対策」を実施！！（関東農政局発）

品目横断的対策の経営規模要件の特例ガイドライン（案）を発出！（11月29日）

「経営所得安定対策等大綱」において、品目横断的経営安定対策の対象者の要件のうち「経営規模要件」については、都道府県知事からの申請に基づき国が別途基準を設けることができることとされています。

この別途基準については、正式には、関係法令等が整備された後に、当該関係法令等に基づき、都道府県知事からの申請を受け、国が定めることを予定していますが、品目横断的経営安定対策の円滑な導入を図る観点から、今般、現時点の考え方をとりまとめた、「品目横断的経営安定対策の経営規模要件の特例ガイドライン（案）について」を11月29日付けで地方農政局等に通知しました。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8.html>

特例ガイドライン（案）のポイント

┌──────────┐
│ 1 物理的制約に応じた特例 │
└──────────┘

- 集落の農地が少ないなど物理的制約から規模拡大が困難な地域は、その度合いに応じて、経営規模要件が緩和されます。

特例基準 = 基本原則（4ha、10ha、20ha）× 市町村の格差率

市町村の1集落あたり田 + 畑の平均面積

・ 格差率 = ───────────
全国の1集落あたり田 + 畑の平均面積（＝都府県25ha、北海道160ha）

- ・格差率は64%（中山間地域の集落営農の場合は50%）が下限
- ・格差率の算出は、市町村単位を基本とするが、旧市町村、集落単位とすることも可

2 生産調整に応じた特例

- 地域の生産調整面積の過半を受託する組織は、規模要件が緩和されます。

特例基準 = 基本原則(20ha) × 市町村の生産調整率(中山間地域は更に × 5/8)

市町村の田面積 - 市町村の水稻作付面積

・ 生産調整率 = $\frac{\text{市町村の田面積} - \text{市町村の水稻作付面積}}{\text{市町村の田面積}}$

市町村の田面積

- ・ 生産調整率の算出は、市町村単位を基本とするが、旧市町村、集落単位とすることも可
- ・ 特例基準は、7 ha（中山間地域の場合は4 ha）が下限

3 所得に応じた特例

- 経営面積が小さくても、
農業所得（米、麦、大豆のほか、果樹や畜産等を含みます）が市町村基本構想の半分を超え、
対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが、全体の農業収入、農業所得又は経営規模（農地基本台帳の現況地目が「田」、「畑」のほか「樹園地」の面積を含みますが、「採草放牧地」は含みません。）の概ね1/3（27%）以上の経営は、経営安定対策の対象となります。
- この特例を受けようとする方は、
確定申告書など農業所得を証明する公的な書類
対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが、全体の農業収入、農業所得又は経営規模の概ね1/3（27%）以上であることを証明する書類
を提出する必要があります。

「品目横断的経営安定対策のポイント」（雪だるまパンフ）改訂版発行
特例ガイドライン（案）の発出に併せ、
「雪だるまパンフ」の11月30日改訂版を担い手ホームページにアップ！！

| → http://www.maff.go.jp/ninaite/keiei_antei_point.pdf |
└──┘

農政改革推進本部（第１回）を開催（11月30日）

「経営所得安定対策等大綱」に基づく施策の具体化をはじめ、農政改革を着実に推進するため、政府・団体が一体となった推進体制として設置された農政改革推進本部（本部長：農林水産大臣）の第１回会合が11月30日、農林水産省講堂で開催されました。会合では、「経営所得安定対策等大綱」に関するブロック説明会開催状況、今後の担い手育成・確保の進め方等について事務局から説明が行われました。

→ http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20051130press_6.html

「大綱」に関するブロック説明会に続き、県内説明会も全都道府県で一巡

「大綱」の内容の周知徹底等を図るため、11月７日～17日の間に全国８ブロックで説明会が開催されましたが、これを受け各都道府県において市町村担当者等を対象とした県内説明会が11月末までに全都道府県で実施されました。

これからは、各地域において説明会、集落座談会等が順次行われることとなります。

< 地域の話等 >

群馬県が「麦作等経営安定緊急対策」を実施！！（関東農政局発）

経営所得安定対策等大綱の決定により、「品目横断的経営安定対策」の仕組みが明らかとなったことを受け、群馬県では、平成17～19年度までの３年間、「麦作等経営安定緊急対策」を実施することとしました。

これは、群馬県の現状では、今回示された対策の要件を満たす農業者等が少なく、このままでは県内麦生産が大幅に減少するおそれがあるため、市町村、ＪＡ等と連携した取り組みを進め、現在の麦生産面積の７割程度が対策の対象となることを目標としています。具体的な内容としては、次のとおりです。

対策の周知徹底

- ・ 啓発資料の県内全農業者等への配布や各地域での説明会の開催

対策対象となる農業者等の育成・確保

- ・ 集落での合意形成を進めるための話し合いに掛かる費用に対する助成
(１地区10万円を上限)
- ・ 集落の組織化等のための調整役となる集落営農推進員の委嘱
- ・ 特定農業団体等の組織に対する農業用機械（トラクター等）の購入に対する助成
(補助率 2 / 5)

経営安定対策促進奨励金の交付

- ・ 担い手への農地集積を推進するため、小規模麦作農家等が認定農業者等へ農地の利用権を設定(3年以上)した場合、10a 当たり 1 万 8 千円の奨励金を交付

このほか、物理的制約から規模拡大が困難な地域等に対する対策の特例措置を積極的に活用し、対策の対象者の拡大を図ることとしています。

群馬県では、この対策を17年度から実施するため、重点的な取り組みが求められる期間(18年1月～6月)については、18年度の取り組みも含め、県単独予算を17年度の12月補正予算に計上するとともに、繰越制度を活用した一体的な予算措置を講じていくこととしています。

詳しくは、群馬県庁ホームページをご覧ください。

→ <http://www.pref.gunma.jp/hpm/nouseika/00147.html>

宮腰副大臣がさとうきびの集落営農を視察し意見交換(沖縄総合事務局発)

10月17日、省内に発足した「さとうきび増産プロジェクト会議」の主査でもある宮腰副大臣が、宜野座村の集落営農を視察しました。さとうきびは品目別の経営安定対策が講じられますが、今後、高齢化による担い手不足が予想され、このままではさとうきび生産の後退が懸念されることから、集落を単位としてさとうきび生産を担う集落営農を推進する必要があります。現地での意見交換の中では副大臣から「口座を一つにすることで経営意識も出てくる。さとうきびについても宜野座村の取組を契機として集落営農を目指して欲しい」などのアドバイスがありました。

「――――
| <おまたせしました！。>
| 「品目横断的経営安定対策Q&Aコーナー」を
| 12月5日(月)担い手ホームページにアップします！！
| → <http://www.maff.go.jp/ninaite/>
| ―――

< 編集後記 >

第3号は、「特例ガイドライン(案)」を中心に、群馬県の県単独事業の概要等を紹介させていただきました。対策の詳細が具体化し、各地域での取組も進んでいますが、現場段階、生産者の方々への周知はもう一步という感じです。当メルマガの読者も行政・団体の方々の割合が高いようです。

読者の皆様からも、是非、現場段階に限りませんが、周囲の方に当メルマガを紹介していただき、対策の浸透に活用していただけたらと考えております。

当メルマガでは、皆様から一層活用していただけるメルマガを目指し、ご意見、

ご要望、また、情報などを下記アドレスで受け付けております。

- ▲ 電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン
発行日：随時発行（週１回程度）
発行元：農林水産省 経営局 経営政策課
- ▲ お問い合わせ先の電子メールアドレス： keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/>